

- 1 河川の名称
二級河川八間川水系八間川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
八間川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
八代郡竜北町大字網道 238 番 4 地先から
八代郡竜北町大字網道 238 番 7 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 竜北町 代表者 竜北町長 浜田洋
八代郡竜北町島地 642 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成15年9月10日から道路の存続する日まで

熊本県告示第1097号

第2期特定鳥獣保護管理計画（平成14年3月29日熊本県告示第249号）の一部を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項で準用する同法第4条第4項の規定により公表し、変更後の同計画の内容について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成15年11月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第1098号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年11月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション徳王ろまん館 熊本市徳王町484-1	有限会社ティ・アンド・ケイ ライフサポート	平成15年11月1日

公 告**熊本県公告第762号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年11月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字豊岡字群前 2396 番 5
499.98 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡泗水町大字永 2800 番地 40
俣野 タミ子

熊本県公告第763号

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定に基づく平成15年度熊本県保育士試験の全科目合格者は、次のとおりである。

平成15年11月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子